家畜衛生情報 No.1

令和5年4月14日



上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所 上十三地区家畜衛生推進協議会

(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044) 0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888) 017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

高病原性鳥インフルエンザへの 警戒を継続しましょう!

国内81 例目となる本県蓬田村での高病原性鳥インフルエンザ発生後も、北海道において本病が確認されています。

今シーズンも終盤ですが、依然として油断できない状況ですので、5月末頃までは引き続き<u>防疫対策の徹底と異状の早期発見・</u> 早期通報をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状

- 死亡する鶏の数が急激に増加する
- ・ 嗜眠、沈うつ状態となり活性が低下する
- ・ 脚部などに皮下出血が見られる
- トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
- ・急激に産卵率が低下する

…など







沈うつ

皮下出血

チアノーゼ

上記の特定症状を呈している家きんを発見した場合、 直ちに十和田家畜保健衛生所に連絡してください!

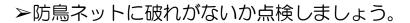
農場の防疫対策の再確認をお願いします!

消毒等の徹底

飼養管理に関わる方だけでなく、出荷やメンテナンス業者など、 衛生管理区域内に立ち入るすべての方が対象です!

- ▶敷地内(家きん舎周辺等)に消石灰を散布しましょう。
- ▶衛生管理区域に立ち入る際は車両の消毒を行い、手指の消毒と専用の衣服及び靴を着用しましょう。
- ▶家きん舎内に立ち入る際には、手指の消毒を行い、家きん舎ごとに 専用の靴を着用しましょう。
- ➤家きん舎の出入り口に踏み込み消毒槽を設置しましょう。

野生生物の侵入防止







➤家きん舎の周囲にこぼれた飼料等を放置しないようにしましょう。

<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染のリスクは変わりません。 万が一、鳥インフルエンザに感染することがあれば、大事な鶏を処分せざるを 得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場に出荷制限がかかるなど、地域経済に 大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は適宜手指消毒等を行うほか、もし、野鳥や野生動物と接触する可能性があるような状態で飼育を行っているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

十 和 田 家 畜 保 健 衛 生 所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間) ホームページアドレス: http://www.applenet.jp/~towada-kaho/